吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2020 年 2 月 17 日

エステートレーディング株式会社

吸収分割に係る事前開示事項

エステートレーディング株式会社（以下「当社」といいます。）は、エステー株式会社（以下「エステー」といいます。）との間で2020年4月1日を効力発生日として、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）をいたします。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1．吸収分割契約（会社法第782条第1項）

別添1のとおりです。2020年1月27日付にてエステーを吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割契約を締結いたしました。

2．本吸収分割の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

エステーは、分割会社である当社の全株式を所有しており、本吸収分割に際して、金銭その他の財産の交付は行いません。

3．吸収分割会社が、本吸収分割の効力発生日に全部取得条項付種類株式の取得または剰余金の配当を行うことを行うことを決めた場合において、そのための総会決議が行われているときは決議内容（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4．吸収分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

5．吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）最終事業年度の計算書類等

エステーの最終事業年度（2018年4月1日～2019年3月31日）に係る計算書類等は、別添2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6．吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第５号）

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7．本吸収分割が効力を生じる日以後における吸収分割会社の債務の履行及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第１項第６号）

エステーおよび当社の最終事業年度の末日（2019 年３月 31 日現在）のエステーおよび当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりであり、本吸収分割後、エステーおよび当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

	資産の額	負債の額	純資産の額
エステー	38,065 百万円	11,396 百万円	26,668 百万円
当社	2,002 百万円	467 百万円	1,535 百万円

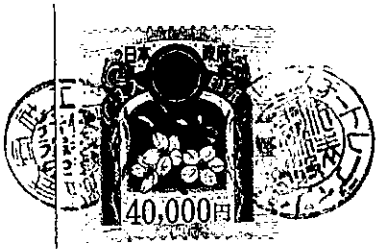
本吸収分割後のエステーの収益状況について、エステー及び当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。従って、本吸収分割により、エステーおよび当社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

2020 年２月 17 日

東京都新宿区下落合一丁目４番１０号
エステートレーディング株式会社
代表取締役社長　加藤　孝彦

別添１　吸収分割契約書



吸収分割契約書

エステー株式会社（以下「甲」という。）とエステートレーディング株式会社（以下「乙」という。）とは、甲と乙が吸収分割を行うにあたり、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割の方法及び当事会社）

第１条　甲と乙は、甲を吸収分割承継会社、乙を吸収分割会社として、乙がオフィスサプライ部において営む通信販売企業への販売事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を甲に承継させるため、本契約に従い吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

２　本吸収分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

（１）吸収分割承継会社

商号　エステー株式会社

本店　東京都新宿区下落合一丁目４番１０号

（２）吸収分割会社

商号　エステートレーディング株式会社

本店　東京都新宿区下落合一丁目４番１０号

（本吸収分割に際しての株式の交付及び割当て）

第２条　甲は、乙の全株式を甲が所有しているため、本吸収分割に際し、金銭等の対価の交付は行わないものとする。

（承継する権利義務）

第３条　甲が乙から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日（第５条に定義する。）までに乙に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。

２　乙から甲への債務の承継は、全て併存的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該承継する債務について、乙が履行その他の負担をしたときは、乙は甲に対して当該負担に相当する額の全額について求償することができる。

（本吸収分割に際して増加すべき資本金及び準備金の額）

第４条　本吸収分割により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

（効力発生日）

第５条　本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２０年４月

1日とする。

2　前項の規定にかかわらず、吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

（吸収分割承認総会）

第6条　甲は、会社法第 796 条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

2　乙は、会社法第 784 条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

（権利義務の承継）

第7条　甲は、効力発生日において、承継対象権利義務を承継するものとする。

（会社財産の善管注意義務）

第8条　乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行するものとする。

（競業避止義務）

第9条　乙は、本件事業に関し、甲に対して競業避止義務を負わないものとする。

（吸収分割条件の変更及び吸収分割契約の解除）

第 10 条　本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態について重大な変動が発生し、若しくは判明した場合、又は、本契約に従った本吸収分割の実行の支障となりうる重大な事象が発生し、若しくは判明した場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

（本契約の効力）

第 11 条　本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、法令上本吸収分割に関して要求される関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

（協議事項）

第 12 条　本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

２０２０年1月２７日

甲：東京都新宿区下落合一丁目４番１０号
エステー株式会社
代表執行役社長　鈴木　貴子

乙：東京都新宿区下落合一丁目４番１０号
エステートレーディング株式会社
代表取締役社長　加藤　孝彦

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産
本件事業に関する売掛金並びに在庫商品のうちサニティ、バイオタブレット及び本件事業に係るＰＢ商品

2. 負債
サニティ、バイオタブレット及び本件事業に関するＰＢ商品に係る買掛金及び本件事業に関する未払金（法令上承継可能なものに限る。）

3. 知的財産権
本件事業に関する著作権、ノウハウその他一切の知的財産権

4. 契約（雇用契約を除く。）
本件事業にのみ属する取引先との間の一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務

5. 雇用契約
該当事項なし

6. 許認可
本件事業にのみ属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの

以上

別添２　エステー株式会社の
最終事業年度に係る計算書類等

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、成長を持続する世界経済を背景に企業収益の回復や雇用情勢の改善が進み、個人消費も底堅く推移するなど、回復基調で推移しました。一方、米中貿易摩擦の長期化による設備投資の抑制や天候不順による経済への影響等、依然として先行きに対する不透明感は続いております。

こうした状況の中、当社グループはブランド価値経営の下、今期から規模拡大に向け「既存事業シェアＮｏ.１」「新分野・新市場」「海外事業」「サーモケア」「成長に向けた体制づくり」の５つの重点ポイントに取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の**売上高**は主要カテゴリーであるエアケア（消臭芳香剤）は堅調を維持したものの、記録的な暖冬の影響によりサーモケア（カイロ）が大きく落ち込んだことから、477億82百万円（前期比1.7％減）となりました。

利益面では、原材料および商品の仕入価格の高騰、設備更新による減価償却費の負担増や物流コストの増加等により、**営業利益**28億39百万円（同18.4％減）、営業外損益の為替差益が減少したこと等により**経常利益**27億22百万円（同21.6％減）、**親会社株主に帰属する当期純利益**18億3百万円（同25.2％減）となりました。

事業のカテゴリー別の営業概要は次のとおりであります。

エアケア（消臭芳香剤）は、「消臭力」ブランドの主力製品である「消臭力　トイレ用スプレー」の売上が堅調に推移した他、上質な香りにこだわった「消臭力　Premium Aroma」シリーズにトイレ用・車用のラインアップを追加することで市場を活性化し、売上高は208億8百万円（前期比1.6％増）となりました。

衣類ケア（防虫剤）は、春の衣替えシーズンのピークとなる時期が気温要因によって変動し、当期売上にはマイナスの影響となったため、売上高は91億9百万円（同2.3%減）となりました。

サーモケア（カイロ）は、寒さ対策から冷え対策へと用途の拡大を提案した「On Style」シリーズが貢献したものの、記録的な暖冬の影響により既存商品の売上が大幅に落ち込み、売上高は51億46百万円（同20.0%減）となりました。

ハンドケア（手袋）は、機能性を高めた業務用手袋が好調に推移したことにより、売上高は57億75百万円（同3.7%増）となりました。

湿気ケア（除湿剤）は、見た目がスタイリッシュな新製品「ドライペット　クリア」が売上の増加に寄与したことにより、売上高は30億1百万円（同1.6%増）となりました。

ホームケア（その他）は、今期新たに発売したマスクの外側に塗るだけで浮遊する花粉をガードする「MoriLabo　花粉バリアスティック」の売上が貢献した他、泡で汚れを落とすトイレ用洗剤「洗浄力　モコ泡わトイレクリーナー」が好調に推移し、売上高は39億40百万円（同1.9%増）となりました。

＜カテゴリー別売上高＞

カテゴリー	金額（百万円）	構成比（%）	増減率（%）
エアケア（消臭芳香剤）	20,808	43.5	1.6
衣類ケア（防虫剤）	9,109	19.1	△2.3
サーモケア（カイロ）	5,146	10.8	△20.0
ハンドケア（手袋）	5,775	12.1	3.7
湿気ケア（除湿剤）	3,001	6.3	1.6
ホームケア（その他）	3,940	8.2	1.9
合計	**47,782**	**100.0**	**△1.7**

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資実施額は30億60百万円となりました。その主な内容としましては、新製品対応・生産能力の増強等を目的として、当社福島工場消臭芳香剤製造設備に1億76百万円、タイ子会社消臭芳香剤製造設備に98百万円、当社成型用金型取得として1億93百万円の投資をいたしました。

また、カイロ事業の国内および海外市場における業容拡大として新工場へ建物や製造設備に19億99百万円の投資をいたしました。

③ 資金調達の状況

当社連結子会社において、製造設備改修および運転資金として金融機関より資金借入を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) **直前３事業年度の財産および損益の状況**

区　分	第 69 期 (2016年 3 月期)	第 70 期 (2017年 3 月期)	第 71 期 (2018年 3 月期)	第 72 期 (2019年 3 月期)
売上高 (千円)	44,660,888	45,957,946	48,626,567	47,782,294
経常利益 (千円)	1,724,514	2,902,528	3,469,966	2,722,178
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	912,089	1,817,046	2,409,755	1,803,564
１株当たり当期純利益 (円)	42.01	83.57	109.58	81.66
総資産 (千円)	34,585,231	38,094,489	42,112,438	41,976,099
純資産 (千円)	23,495,850	25,812,289	29,021,832	29,223,301

(注) 1．第70期より従来販売費及び一般管理費として計上しておりました得意先に支出する拡販費の一部を売上高の控除項目として処理する会計方針の変更を行っており、売上高は遡及適用後の数値を記載しております。
2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第72期の期首から適用しており、総資産は遡及適用後の数値を記載しております。

⑶ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エステートレーディング株式会社	70百万円	100%	作業用手袋、業務用品等の販売
エステービジネスサポート株式会社	10百万円	100%	事務等の業務請負
エステーマイコール株式会社	90百万円	100%	カイロの製造、販売
S.T.(タイランド)	142百万バーツ	76.25%	手袋・消臭芳香剤の製造、販売
ファミリーグローブ(台湾)	128百万台湾ドル	49%	手袋の製造、販売
エステーコリアコーポレーション(韓国)	770百万ウォン	100%	日用品雑貨等の製造、販売
シャルダン(タイランド)	75百万バーツ	※ 76.25%	消臭芳香剤・衣類用洗剤の製造

※ 間接保有による持分を含む比率であります。

(注) 2018年7月2日に、エステーマイコール株式会社を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、①人口構造の変化、②グローバルの波、③サステナビリティに対する関心の高まり等、世界的な社会の構造的変化が起こっております。当社グループは、こうした変化を大きく成長するための機会と捉え、当社グループの強みである“独自のエアケア技術”を活かして新市場を創造し、社会からの期待に応えてまいります。

また、社会からの要請につきましては、消費者への安心・安全な製品の提供、採用や人材育成等を責務と認識し、ブランド価値経営を基本戦略に、当社グループへの信頼を高めてまいります。

環境分野につきましては、製品のライフサイクル全体で環境負荷を低減するとともに、再生可能な原材料の開発、調達を考えてまいります。

これらにより、当社グループはステークホルダーの皆さまとともに企業と社会の相乗発展を図り、企業価値を高めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

下記の消臭芳香剤、防虫剤、カイロ、手袋、除湿剤およびその他日用品雑貨等の製造販売ならびにこれに附帯する事業を行っております。

品目	主要製品および商品名
消臭芳香剤	消臭力、SHALDAN、脱臭炭
防虫剤	ムシューダ、ネオパラ
カイロ	オンパックス、On Style
手袋	ファミリー、モデルローブ
除湿剤	ドライペット、備長炭ドライペット
その他	米唐番、洗浄力、クリアフォレスト

(6) **主要な営業所および工場**（2019年３月31日現在）

当社	本社	東京都新宿区
	支店	札幌、仙台、関東（埼玉県）、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
	営業所	横浜、金沢、高松
	工場	福島、埼玉、九州（福岡県）
エステートレーディング株式会社	本社	東京都新宿区
エステービジネスサポート株式会社	本社	東京都新宿区
エステーマイコール株式会社	本社（工場）	栃木県栃木市
Ｓ．Ｔ．（タイランド）	本社	タイ国チョンブリ県シラチャ市
ファミリーグローブ（台湾）	本社	台湾　高雄市
エステーコリアコーポレーション（韓国）	本社	大韓民国ソウル特別市
シャルダン（タイランド）	本社	タイ国チョンブリ県シラチャ市

（注）2019年３月31日をもって、当社金沢営業所を閉鎖いたしました。

(7) **使用人の状況**（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
948（200）名	4名減（11名増）

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
435（161）名	10名増（4名増）	42.5歳	17.4年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2019年３月31日現在）

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借　入　先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	383百万円
アユタヤ銀行	126百万円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　96,817,000株

② 発行済株式の総数　23,000,000株

③ 株主数　14,994名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社シャルダン	5,587千株	25.0%
日本生命保険相互会社	1,336千株	6.0%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	884千株	4.0%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	673千株	3.0%
鈴木喬	673千株	3.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	633千株	2.8%
フマキラー株式会社	541千株	2.4%
株式会社三菱UFJ銀行	524千株	2.3%
鈴木幹一	500千株	2.2%
鈴木貴子	488千株	2.2%

（注）１．当社は、自己株式を676千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
３．持株比率は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する211千株を含めて計算しております。211千株の内訳は、執行役向け株式給付信託（BBT）が91千株、従業員向け株式給付信託（J-ESOP）が120千株であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年３月31日現在）

発行決議の日（取締役会決議日）		2012年７月31日 ※１	2013年７月31日 ※２	2014年７月31日 ※３
新株予約権の数		3個	45個	78個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式 3,000株	当社普通株式 45,000株	当社普通株式 78,000株
新株予約権の発行価額		無償	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		946円	1,066円	1,059円
新株予約権の行使期間		2014年８月２日から 2019年８月１日まで	2015年８月２日から 2020年８月１日まで	2016年８月２日から 2021年８月１日まで
新株予約権の行使の条件		新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。	新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。	新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く） ※４	保有者数 － 保有数 － 目的である株式の数 －	保有者数 － 保有数 － 目的である株式の数 －	保有者数 １名 保有数 １個 目的である株式の数 1,000株
	社外取締役	保有者数 － 保有数 － 目的である株式の数 －	保有者数 － 保有数 － 目的である株式の数 －	保有者数 － 保有数 － 目的である株式の数 －
	執行役	保有者数 １名 保有数 ３個 目的である株式の数 3,000株	保有者数 ２名 保有数 45個 目的である株式の数 45,000株	保有者数 ５名 保有数 77個 目的である株式の数 77,000株

※１　株主総会決議日　2012年６月15日
※２　株主総会決議日　2013年６月14日
※３　株主総会決議日　2014年６月17日
※４　取締役１名が保有している新株予約権は、執行役として在任中に付与されたものです。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および執行役の状況（2019年３月31日現在）

イ．取締役

氏　　名	担当および重要な兼職の状況
鈴　木　　喬	取締役会議長 兼代表執行役会長、指名委員、株式会社シャルダン監査役
＊恩　藏　直　人	指名委員長、監査委員、報酬委員長、早稲田大学理事、同大学商学学術院教授、株式会社キングジム社外取締役、株式会社ロッテ社外取締役
＊鈴　木　幹　一	指名委員
＊宮　川　美津子	指名委員、監査委員長、ＴＭＩ総合法律事務所パートナー、パナソニック株式会社社外監査役
＊渡　邊　紀　征	監査委員、報酬委員
＊杉　山　一　雄	監査委員、浅井・杉山公認会計士事務所代表
鈴　木　貴　子	代表執行役社長、指名委員、株式会社シャルダン取締役
石　川　久美子	顧問、報酬委員
吉　澤　浩　一	執行役、ＮＳファーファ・ジャパン株式会社社外取締役

（注）１．監査委員杉山一雄氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

２．上記＊印の取締役は社外取締役であります。

３．恩藏直人、宮川美津子、渡邊紀征および杉山一雄の各氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ております。

４．当社は、監査委員会の職務を補助する監査委員会事務局が重要会議への出席等を通じて情報収集を行っているとともに、監査委員が内部監査部門および執行役から定期的にヒアリング等を行っていることで、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

ロ．執行役

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
＊鈴　木　　喬	代表執行役会長	経営全般担当、株式会社シャルダン監査役
＊鈴　木　貴　子	代表執行役社長	経営全般担当、株式会社シャルダン取締役
紺　田　　司	常務執行役	事業統括部門担当
上　月　　洋	常務執行役	営業部門担当 兼国内営業本部 本部長
鹿　毛　康　司	執　行　役	エグゼクティブクリエイティブディレクター
＊吉　澤　浩　一	執　行　役	経営戦略部門担当 兼関係会社担当 ＮＳファーファ・ジャパン株式会社社外取締役
辻　　幹　夫	執　行　役	Ｒ＆Ｄ部門担当
早　坂　敬　一	執　行　役	営業部門 海外営業本部 本部長 兼海外グループ会社統括担当

（注）１．上記＊印の執行役は、取締役を兼務しております。
　　２．2019年４月１日をもって、椎名正明氏が執行役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金700万円以上であらかじめ定めた金額と、法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 報酬委員会が決定した取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

イ．基本方針

取締役および執行役の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。特に執行役については、適正な業績評価を行うことにより、当社の企業価値向上へのインセンティブとなる報酬であること、また、株主と利益を共有した中長期のインセンティブが組み込まれている報酬であることを方針としております。

ロ．取締役報酬

取締役の報酬は、その主な職務が監督機能であることから固定金額として定め、当社の業績状況および各取締役の職務内容に応じて、相当と思われる金額としております。なお、原則として取締役への業績比例報酬および退職慰労金は支給いたしません。

ハ．執行役報酬

執行役の報酬は、以下のとおり、基本報酬と株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の２つからなるものとしております。

基本報酬は、職務の役割と責任に応じた基本報酬額をベースとし、各執行役の事業年度ごとの業績結果・貢献度などを勘案し、所定の評定手順に従って基本報酬額の－５％から＋15％までの範囲で算定した業績連動報酬を加算し、当社報酬委員会が決定いたします。

また、中長期インセンティブ報酬は、執行役が株主と利益を共有し中長期の視点で株価や業績を意識した経営を行うことを目的に、報酬の一部を毎年の業績に連動したポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた株式を交付することとしております。

④ 取締役および執行役の報酬等の額

（報酬委員会決議に基づく報酬）

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役	9名	41,700千円
（うち社外取締役）	(5名)	(29,700千円)
執行役	8名	213,092千円
合計	17名	254,792千円

（注）１．期末日現在の人員は、取締役兼執行役３名、取締役６名（うち社外取締役５名）、執行役５名であります。

２．上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額18,217千円（執行役８名）が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役恩藏直人氏は、早稲田大学理事および同大学商学学術院教授であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

・取締役宮川美津子氏は、ＴＭＩ総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社は、同事務所との間には特別な関係はありません。

・取締役杉山一雄氏は、淺井・杉山公認会計士事務所代表公認会計士および税理士であります。当社は、同事務所との間には特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役恩藏直人氏は、株式会社キングジムおよび株式会社ロッテの社外取締役であります。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

・取締役宮川美津子氏は、パナソニック株式会社の社外監査役であります。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

ハ．会社または特定関係事業者との関係に関する事項

・取締役鈴木幹一氏は、当社取締役会議長兼代表執行役会長鈴木喬氏の三親等以内の親族であります。

ニ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査委員会への出席状況

	取締役会（８回開催）		監査委員会（６回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役恩藏直人	8回	100%	6回	100%
取締役鈴木幹一	8回	100%	－	－
取締役宮川美津子	8回	100%	6回	100%
取締役渡邊紀征	8回	100%	6回	100%
取締役杉山一雄	8回	100%	6回	100%

・取締役会および監査委員会における発言状況

取締役恩藏直人氏は、主にマーケティングに関する学識経験者としての専門的見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役鈴木幹一氏は、主にマーケティング実務の経験者としての専門的見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役宮川美津子氏は、主に弁護士としての専門的見地から法令や定款の遵守に係る意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役渡邊紀征氏は、主に企業経営の経験者としての専門的見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役杉山一雄氏は、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から当社の財務・経理面に対し意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日付でＥＹ新日本有限責任監査法人に名称変更いたしました。

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

（注）１．上記報酬等の額につきましては、会計監査契約上、会社法に基づく会計監査に係る報酬の額と金融商品取引法に基づく会計監査に係る報酬の額との区別を行っていないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、監査報酬の全額を記載しております。

２．監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、ＥＹ新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項に規定する業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

締結しておりません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役、執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

イ．監査委員会の職務を補助すべき独立部署として監査委員会事務局を設けることとしております。

ロ．監査委員会の職務を補助する取締役および使用人に関する規程を定め、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人とし、事務局長１名と事務局員若干名を置くこととしております。

ハ．監査委員会の職務を補助すべき取締役１名を選任することとしております。

② 前①の取締役および使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

イ．監査委員会の職務を補助する取締役および使用人に関する規程を定め、当該使用人の人事異動ならびに考課につき、あらかじめ監査委員会の同意を要することとしております。

③ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査委員会の職務を補助する取締役および使用人に関する規程を定め、指示の実効性を確保することとしております。

ロ．監査委員会事務局に所属する使用人については、監査委員会の指示を実効的に遂行できるだけの知識および能力をもった使用人を置くこととしております。

④　次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

イ．当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

ⅰ．監査委員会に対する報告に関する規程を定め、下記の事項につき報告することとしております。

・執行役会で決議された事項
・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・当社の業務または業績に影響を与える重要な事項
・毎月の経営の状況として別途定める内容
・内部監査内容等社内規程に規定された事項

ⅱ．ⅰの報告は、ⅰの規程に基づき、執行役が直接もしくは監査委員会事務局を通じて定期的に、また必要により随時、書面により報告することとしております。

ⅲ．取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人は、監査委員会または監査委員会が選定した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。

ロ．当社の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者（以下、この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制

ⅰ．関係会社管理規程を定め、下記の事項につき報告することとしております。

・関係会社の取締役会で決議された事項
・関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・関係会社の業務または業績に影響を与える重要な事項
・関係会社の毎月の経営の状況として別途定める内容
・関係会社に関する内部監査内容等社内規程に規定された事項

ⅱ．子会社取締役等または当社の執行役および使用人は、監査委員会または監査委員会が選定した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。

⑤　前④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査委員会に対する報告に関する規程を定め、監査委員会または監査委員会が選定した監査委員に報告した者は、当社ならびに執行役および使用人等から当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないこととしております。

ロ．当社ならびに執行役および使用人等は、監査委員会または監査委員会が選定した監査委員に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も加えてはならないこととしております。

⑥　当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ．監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針として、職務の執行について生ずる費用を請求するときは、当該請求に係る費用が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできず、着手金等の前払、および事後的に発生した費用等の償還その他の当該職務の執行について生ずる費用の処理についても同様とすることとしております。

⑦　その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．内部監査部門と連携し、監査委員による往査を実施することとしております。

ロ．定期的に代表執行役および監査法人との意見交換を実施することとしております。

⑧　当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定めることとしております。

ロ．コンプライアンス体制の構築のため、コンプライアンス委員会を設置し、規程の整備を行うこととしております。

ハ．当社グループとしてのコンプライアンスの取り組みの推進を行うこととしております。

ニ．内部通報制度にかかる規程を制定し、ヘルプラインを設置することとしております。

ホ．反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除することとしております。

ヘ．コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の推進のために、コンプライアンス活動計画の承認と活動状況の確認、コンプライアンスに関する教育および啓蒙活動等を実施することとしております。

⑨　当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．文書管理規程を定めることとしております。

ロ．執行役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する規程を定め、情報の保存・管理を適切に行うことに努めることとしております。

ハ．監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が求めたときは、執行役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供することとしております。

⑩　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．グループ横断的な体制として当社グループ共通のリスク管理規程を定め、各社に責任者を置くこととしております。

ロ．当社グループとしてのリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の推進とリスク発生時の対応のルール化を行うこととしております。

ハ．執行役は、当社グループにおいてリスク管理に関する重要な事項を発見した場合、監査委員会に対して報告することとしております。

ニ．リスク管理委員会は、特定のリスクへの対応のため、特別委員会を設けることができることとしております。特別委員会としてＰＬ委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置することとしております。

ホ．リスク管理委員会は、その活動につき、代表執行役、執行役会ならびに監査委員会に報告することとしております。

⑪　当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社の取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、取締役会は経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督することとしております。

ロ．執行役に委任した業務分掌および権限について明確にするために、執行役の職務分掌および権限に関する規程を定めることとしております。また、経営上の重要事項については、定期的に開催する執行役会において各執行役が協議のうえ決定することとしております。

ハ．財務報告の適正性を確保するために必要な内部統制体制を整備することとしております。

⑫ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下、「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ⅰ．関係会社管理規程に基づく各種報告を求めることとしております。

ⅱ．当社グループ会社に対する内部監査部門による監査を実施し、必要により、監査委員による往査を実施することとしております。

ロ．当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ．グループ横断的な体制として当社グループ共通のリスク管理規程を定め、各社に責任者を置くこととしております。

ⅱ．当社グループとしてのリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の推進とリスク発生時の対応のルール化を行うこととしております。

ⅲ．子会社を担当する執行役は、当社グループにおいてリスク管理に関する重要な事項を発見した場合、監査委員会に対して報告することとしております。

ⅳ．リスク管理委員会は、特定のリスクへの対応のため、特別委員会を設けることができることとしております。特別委員会としてＰＬ委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置することとしております。

ⅴ．リスク管理委員会は、その活動につき、代表執行役、執行役会ならびに監査委員会に報告することとしております。

ハ．当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．関係会社管理規程に基づき、各社の位置づけや規模に応じた適切な子会社管理および支援を行うことにより当社グループ会社における職務執行の効率化を図ることとしております。

ニ．当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．子会社の取締役および使用人が法令・定款および当社グループの経営理念を遵守した行動をとるため、コンプライアンス体制の構築を推進することとしております。

ⅱ．コンプライアンス体制の構築のため、コンプライアンス委員会を設置し、規程の整備を行うこととしております。

ⅲ．当社グループとしてのコンプライアンスの取り組みの推進を行うこととしております。

ⅳ．内部通報制度にかかる規程を制定し、ヘルプラインを設置することとしております。

ⅴ．反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除することとしております。

ホ．その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ｉ．当社グループとして倫理基準を定め、遵守に努めることとしております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

＜監査体制＞

監査委員会は定期的に開催され、「監査委員会に対する報告に関する規程」に定める事項について報告を受ける他、執行役および使用人が月次報告書により監査委員会に対して報告しております。この内容には、グループ会社の状況についても含んでおります。なお、監査委員は内部監査部門と連携し監査計画に基づき、往査を実施しました。内部監査部門も監査計画に基づき、グループ会社を含む監査を実施しました。

＜法令遵守体制＞

コンプライアンス委員会は定期的に開催され、当社および子会社のコンプライアンス活動計画を承認し、コンプライアンスに関する教育および啓蒙活動を実施するとともに定期的に活動状況を確認することで、コンプライアンス体制を推進しました。その活動については、速やかに監査委員会に対し報告されています。

＜リスク管理体制＞

リスク管理委員会は定期的に開催され、当社および子会社のリスク管理体制整備の推進とリスク発生時の対応のルール化を実施しました。ＰＬ委員会は定期的に開催され、品質の保証および製造物責任に関する事項について審議、情報交換し、よりよい製造体制を推進しました。情報セキュリティ委員会は定期的に開催され、情報管理体制に関する事項について審議、情報交換し、情報セキュリティについての意識向上を推進しました。これらの活動については、速やかに監査委員会に対し報告されています。

＜経営管理体制＞

当社の取締役会は、指名委員会等設置会社として、経営の執行方針やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しています。

(6) 剰余金の処分の内容および理由

① 剰余金の配当等に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、次のとおりであります。

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、戦略的な投資（商品開発、効果的なプロモーション、設備投資等）を行うための内部留保を確保するとともに、配当につきましては安定配当を基本方針としながら、業績に連動した配当政策を進めていく考えです。

② 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、上記の基本方針と、株主各位への利益還元の観点から、下記のとおりといたします。

イ．配当財産の種類

金銭といたします。

ロ．配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき18円、配当総額401,831千円といたします。この結果、当期の配当金は、中間配当金（１株につき18円）を含めまして１株につき36円となります。

ハ．剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月４日といたします。

③ その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

(7) 会社の支配に関する基本方針

定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**22,798,711**	**流動負債**	**10,344,342**
現金及び預金	11,074,413	支払手形及び買掛金	2,458,512
受取手形及び売掛金	5,281,063	電子記録債務	2,751,600
商品及び製品	4,846,045	短期借入金	518,793
仕掛品	241,656	リース債務	200,231
原材料及び貯蔵品	799,778	未払金	2,939,488
その他	559,818	未払費用	618,097
貸倒引当金	△4,064	未払法人税等	336,952
固定資産	**19,177,388**	未払消費税等	10,624
有形固定資産	**10,797,003**	返品調整引当金	106,100
建物及び構築物	4,724,176	営業外電子記録債務	349,078
機械装置及び運搬具	1,969,958	その他	54,863
工具、器具及び備品	230,128	**固定負債**	**2,408,455**
土地	3,411,323	リース債務	95,396
リース資産	271,524	繰延税金負債	543,666
建設仮勘定	189,890	再評価に係る繰延税金負債	262,175
無形固定資産	**220,905**	役員退職慰労引当金	114,716
投資その他の資産	**8,159,479**	役員株式給付引当金	74,284
投資有価証券	7,048,858	退職給付に係る負債	1,264,874
長期貸付金	8,106	その他	53,340
退職給付に係る資産	7,923	**負債合計**	**12,752,797**
繰延税金資産	60,804	**純資産の部**	
その他	1,033,787	**株主資本**	**26,791,524**
		資本金	7,065,500
		資本剰余金	7,067,815
		利益剰余金	13,821,557
		自己株式	△1,163,347
		その他の包括利益累計額	1,852,423
		その他有価証券評価差額金	2,733,279
		土地再評価差額金	△537,202
		為替換算調整勘定	△328,716
		退職給付に係る調整累計額	△14,937
		新株予約権	14,126
		非支配株主持分	565,228
		純資産合計	29,223,301
資産合計	**41,976,099**	**負債純資産合計**	**41,976,099**

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**47,782,294**
売上原価		**28,195,562**
売上総利益		**19,586,732**
販売費及び一般管理費		**16,747,629**
営業利益		**2,839,103**
営業外収益		
受取利息	7,112	
受取配当金	107,363	
仕入割引	144,669	
持分法による投資利益	14,411	
為替差益	4,115	
その他	123,489	401,161
営業外費用		
支払利息	7,152	
売上割引	489,438	
その他	21,494	518,085
経常利益		**2,722,178**
特別利益		
固定資産売却益	604	
投資有価証券売却益	9,963	10,567
特別損失		
固定資産除売却損	22,378	
減損損失	439	22,818
税金等調整前当期純利益		**2,709,927**
法人税、住民税及び事業税	840,463	
法人税等調整額	53,011	893,474
当期純利益		1,816,453
非支配株主に帰属する当期純利益		12,889
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,803,564**

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,065,500	7,067,815	12,830,302	△1,229,971	25,733,645
当期変動額					
剰余金の配当			△802,340		△802,340
親会社株主に帰属する当期純利益			1,803,564		1,803,564
自己株式の取得				△851	△851
自己株式の処分			△9,968	67,474	57,506
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	991,255	66,623	1,057,878
当期末残高	7,065,500	7,067,815	13,821,557	△1,163,347	26,791,524

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,440,393	△537,202	△263,630	△22,178	2,617,382	19,293	651,510	29,021,832
当期変動額								
剰余金の配当								△802,340
親会社株主に帰属する当期純利益								1,803,564
自己株式の取得								△851
自己株式の処分								57,506
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△707,113	-	△65,086	7,240	△764,959	△5,167	△86,282	△856,409
当期変動額合計	△707,113	-	△65,086	7,240	△764,959	△5,167	△86,282	201,469
当期末残高	2,733,279	△537,202	△328,716	△14,937	1,852,423	14,126	565,228	29,223,301

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**18,731,443**	**流動負債**	**9,126,613**
現金及び預金	8,656,468	支払手形	237,305
受取手形	67,866	買掛金	2,015,184
売掛金	4,552,474	リース債務	200,231
商品及び製品	4,502,482	電子記録債務	2,751,600
仕掛品	47,442	未払金	2,740,366
原材料及び貯蔵品	510,546	未払費用	468,078
前払費用	196,555	未払法人税等	187,038
その他	201,602	預り金	27,677
貸倒引当金	△3,997	返品調整引当金	106,000
固定資産	**19,333,975**	設備関係支払手形	22,402
有形固定資産	**10,281,553**	営業外電子記録債務	349,078
建物	4,457,107	その他	21,649
構築物	231,616	**固定負債**	**2,269,969**
機械及び装置	1,737,942	リース債務	95,396
車両運搬具	4,148	繰延税金負債	508,982
工具、器具及び備品	199,740	再評価に係る繰延税金負債	262,175
土地	3,286,880	退職給付引当金	1,161,072
リース資産	271,524	役員退職慰労引当金	114,716
建設仮勘定	92,593	役員株式給付引当金	74,284
無形固定資産	**219,705**	その他	53,340
借地権	12,939	**負債合計**	**11,396,583**
商標権	2,470	**純資産の部**	
著作権	1,200	**株主資本**	**24,456,619**
ソフトウエア	175,836	**資本金**	**7,065,500**
ソフトウエア仮勘定	15,923	**資本剰余金**	**7,067,815**
電話加入権	11,336	資本準備金	7,067,815
投資その他の資産	**8,832,716**	**利益剰余金**	**11,486,652**
投資有価証券	6,601,836	利益準備金	549,835
関係会社株式	1,106,220	その他利益剰余金	10,936,817
出資金	10	買換資産圧縮積立金	25,107
関係会社長期貸付金	83,333	別途積立金	3,600,000
従業員に対する長期貸付金	8,106	繰越利益剰余金	7,311,710
長期前払費用	28,222	**自己株式**	**△1,163,347**
敷金及び保証金	553,450	**評価・換算差額等**	**2,198,089**
生命保険積立金	419,153	**その他有価証券評価差額金**	**2,735,291**
前払年金費用	28,853	**土地再評価差額金**	**△537,202**
その他	3,600	**新株予約権**	**14,126**
貸倒引当金	△71	**純資産合計**	**26,668,835**
資産合計	**38,065,418**	**負債純資産合計**	**38,065,418**

損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**43,946,446**
売上原価		**26,390,280**
売上総利益		**17,556,166**
販売費及び一般管理費		**15,395,238**
営業利益		**2,160,927**
営業外収益		
受取利息	6,757	
受取配当金	529,474	
仕入割引	144,669	
雑収入	130,218	811,120
営業外費用		
売上割引	414,369	
雑支出	33,719	448,089
経常利益		**2,523,958**
特別利益		
固定資産売却益	599	
投資有価証券売却益	9,963	10,563
特別損失		
固定資産除売却損	11,967	
子会社株式評価損	267,957	279,925
税引前当期純利益		**2,254,596**
法人税、住民税及び事業税	545,341	
法人税等調整額	60,109	605,451
当期純利益		**1,649,144**

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,065,500	7,067,815	7,067,815	549,835	26,032	3,600,000	6,473,948	10,649,816	△1,229,971	23,553,160
当期変動額										
剰余金の配当							△802,340	△802,340		△802,340
当期純利益							1,649,144	1,649,144		1,649,144
自己株式の取得									△851	△851
自己株式の処分							△9,968	△9,968	67,474	57,506
買換資産圧縮積立金の取崩					△925		925	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	△925	-	837,761	836,836	66,623	903,459
当期末残高	7,065,500	7,067,815	7,067,815	549,835	25,107	3,600,000	7,311,710	11,486,652	△1,163,347	24,456,619

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,437,522	△537,202	2,900,320	19,293	26,472,773
当期変動額					
剰余金の配当					△802,340
当期純利益					1,649,144
自己株式の取得					△851
自己株式の処分					57,506
買換資産圧縮積立金の取崩					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△702,231	-	△702,231	△5,167	△707,398
当期変動額合計	△702,231	-	△702,231	△5,167	196,061
当期末残高	2,735,291	△537,202	2,198,089	14,126	26,668,835

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

エステー株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江口泰志　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　根本知香　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、エステー株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エステー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

エステー株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江口泰志　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　根本知香　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、エステー株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第72期事業年度における取締役及び執行役の職務の遂行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②財務報告に係る内部統制については、執行役等及びＥＹ新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月15日

エステー株式会社　監査委員会

監査委員　宮　川　美津子　㊞

監査委員　恩　藏　直　人　㊞

監査委員　渡　邊　紀　征　㊞

監査委員　杉　山　一　雄　㊞

(注)　監査委員は、全員、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

第72期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

・連結計算書類の連結注記表

・計算書類の個別注記表

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、当社ウェブサイト（アドレス http://www.st-c.co.jp/company/ir/meeting.html）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

エステー株式会社

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　7社

・連結子会社の名称　　エステートレーディング株式会社
エステービジネスサポート株式会社
エステーマイコール株式会社
S．T．（タイランド）
ファミリーグローブ（台湾）
エステーコリアコーポレーション（韓国）
シャルダン（タイランド）
なお、エステーマイコール株式会社を新規に設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称等　　日本かおり研究所株式会社

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　3社

・会社等の名称　　シャルダン（フィリピン）
愛敬S．T．（韓国）
NSファーファ・ジャパン株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

・主要な会社等の名称　　日本かおり研究所株式会社

・持分法を適用しない理由　　当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、S．T．（タイランド）、ファミリーグローブ（台湾）、エステーコリアコーポレーション（韓国）およびシャルダン（タイランド）の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券（投資有価証券を含む）

その他有価証券

・時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。 なお、債券については償却原価法（定額法）を採用しております。
ロ．たな卸資産	当社および国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は、主として総平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～50年
機械装置及び運搬具	２～17年
工具、器具及び備品	２～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として回収不能見込額を計上しております。

ロ．返品調整引当金

当社および国内連結子会社は、決算期末日後の返品損失に備えるため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

当社は、役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ．役員株式給付引当金

当社は、内規に基づく執行役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産・負債および収益・費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているものは振当処理を採用しており、当連結会計年度においては全て振当処理をしております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建予定取引
なお、当連結会計年度末においては、残高はありません。

ハ．ヘッジ方針　主として当社は、外貨建予定取引の短期の為替変動リスクをヘッジするために為替予約を実施しております。

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が382,700千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が45,212千円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が337,487千円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が337,487千円減少しております。

3．追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

(1) 株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、執行役に対し中長期に至る業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、執行役に対する株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた執行役株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の執行役に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は執行役に対し、毎年業績に連動してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。執行役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は95,800千円、株式数は91千株であります。

(2) 株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）

当社は、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は従業員に対し、毎年利益に関して一定の条件を満たした場合の利益水準に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は125,640千円、株式数は120千株であります。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

預金	4,821千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　14,349,619千円

(3) 受取手形（輸出手形）割引高　12,312千円

(4) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額および第２条第４号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行い算出する方法によっております。

・再評価を行った年月日　2002年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△433,120千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,000千株	-千株	-千株	23,000千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	937千株	0千株	49千株	887千株

(注) １．普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
２．普通株式の自己株式の株式数の減少49千株は、ストック・オプションの権利行使による減少44千株、株式給付信託（ＢＢＴ）による自己株式の交付による減少5千株であります。
３．普通株式の自己株式の当連結会計年度末の株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する株式（当連結会計年度期首217千株、当連結会計年度末211千株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2018年５月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　普通株式
・配当金の総額　401,045千円
（注）配当の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式に対する配当金3,913千円が含まれております。
・１株当たり配当金額　18円
・基準日　2018年３月31日
・効力発生日　2018年６月５日

ロ．2018年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　普通株式
・配当金の総額　401,295千円
（注）配当の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式に対する配当金3,807千円が含まれております。
・１株当たり配当金額　18円
・基準日　2018年９月30日
・効力発生日　2018年12月７日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2019年５月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　普通株式
・配当金の総額　401,831千円
（注）配当の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式に対する配当金3,807千円が含まれております。
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　18円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月４日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2012年7月31日取締役会決議分	2013年7月31日取締役会決議分	2014年7月31日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,000株	48,000株	83,000株
新株予約権の残高	3個	48個	83個

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、生活日用品等の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に基づいてリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに未払金は、一年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価額（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	11,074,413	11,074,413	－
② 受取手形及び売掛金	5,281,063	5,281,063	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	6,546,677	6,546,677	－
資産計	22,902,155	22,902,155	－
④ 支払手形及び買掛金	2,458,512	2,458,512	－
⑤ 電子記録債務	2,751,600	2,751,600	－
⑥ 未払金	2,939,488	2,939,488	－
負債計	8,149,601	8,149,601	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 資産のうち、①現金及び預金、②受取手形及び売掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。③投資有価証券については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(2) 負債のうち、④支払手形及び買掛金、⑤電子記録債務、⑥未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額55,158千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,295円38銭

(2) １株当たり当期純利益金額　81円66銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度211千株）。
また、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度211千株）。

8．重要な後発事象に関する注記

当社は、カイロ事業における中長期戦略であるグローバル展開に向けての生産能力強化、国内カイロ事業の売上拡大に伴う生産効率の向上などを目指して、マイコール株式会社のカイロ事業を譲受けることについて、2017年12月18日付で事業譲渡契約を締結し、2019年４月１日付でカイロ事業の譲受けをいたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

イ．被取得企業の名称　マイコール株式会社

ロ．譲受ける事業の内容　カイロ・温熱製品の製造、開発、販売

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、経営方針「ブランド価値経営」の下、成長の方向性の一つとして「社会構造変化への対応」を位置付けております。近年の社会的課題である健康的な生活の確保が重要と考えていることから、これまでカイロにおける販売業務提携を行っていたマイコール株式会社のカイロ事業を譲受けました。当社グループが事業を譲受けたマイコール株式会社は、優れた技術力を持ち、1904年の創業以来一貫して「保温と健康のために」をコンセプトにカイロ・温熱製品の製造販売を行ってまいりました。使いすてカイロの主力ブランド「オンパックス」は、軽くて薄く、手触りが柔らかくて心地よいカイロ製品として、幅広いお客様に支持をいただいております。

今般の事業譲受けにより、当社グループの持つ商品開発力、マーケティング力を活かすことで、国内及び海外市場におけるさらなる業容拡大を図り、収益力向上とともに企業価値をさらに向上させることを目指してまいります。

③ 企業結合日
2019年４月１日
④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業譲受け
⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。
⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価としてカイロ事業を譲受けたためであります。

(2) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,774,000 千円
取得原価		1,774,000

なお、取得の対価については事業譲渡契約において価格調整条項が付されているため、上記金額は暫定の金額であります。今後価格の調整が見込まれるため、最終的な取得原価は変動する予定であります。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　　7,926千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き入れた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。
なお、債券については償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	７～45年
機械及び装置	２～17年
車両運搬具	２～５年
工具、器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

③ 長期前払費用　定額法を採用しております。

④ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
② 返品調整引当金	決算期末日後の返品損失に備えるため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
④ 役員退職慰労引当金	役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
⑤ 役員株式給付引当金	内規に基づく執行役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているものは振当処理を採用しており、当事業年度においては全て振当処理をしております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引 なお、当事業年度末においては、残高はありません。
③ ヘッジ方針	主として外貨建予定取引の短期の為替変動リスクをヘッジするために為替予約を実施しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表おいて、「流動資産」の「繰延税金資産」が319,599千円減少し、「固定負債」の「繰延税金負債」が319,599千円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が319,599千円減少しております。

3．追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

(1) 株式給付信託（ＢＢＴ）

執行役に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「３．追加情報」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(2) 株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）

従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「３．追加情報」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　13,007,681千円

(2) 保証債務　借入保証

S．T．（タイランド）	564,885千円
シャルダン（タイランド）	81,117千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	396,440千円
長期金銭債権	83,333千円
短期金銭債務	236,334千円

(4) 受取手形（輸出手形）割引高　12,312千円

(5) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額および第２条第４号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行い算出する方法によっております。

・再評価を行った年月日　2002年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△433,120千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	3,964,712千円
関係会社からの仕入高	3,286,469千円
関係会社との営業取引以外の取引高	684,111千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	937千株	0千株	49千株	887千株

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の減少49千株は、ストック・オプションの権利行使による減少44千株、株式給付信託（ＢＢＴ）による自己株式の交付による減少5千株であります。

3．普通株式の自己株式の当事業年度末の株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する株式（当事業年度期首217千株、当事業年度末211千株）が含まれております。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	115,505千円
返品調整引当金	32,860千円
たな卸資産評価損	31,996千円
退職給付引当金	359,932千円
確定拠出年金移行に伴う未払金	30,707千円
役員退職慰労引当金	35,562千円
役員株式給付引当金	23,028千円
投資有価証券評価損	63,697千円
減損損失	46,323千円
その他	136,871千円
繰延税金資産　小計	876,485千円
評価性引当額	△169,872千円
繰延税金資産　合計	706,613千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△11,280千円
前払年金費用	△8,944千円
その他有価証券評価差額金	△1,195,371千円
繰延税金負債　合計	△1,215,595千円
繰延税金負債の純額	△508,982千円

8．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　1,205円42銭

(2)　１株当たり当期純利益金額　74円67銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度211千株）。
また、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度211千株）。

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、カイロ事業における中長期戦略であるグローバル展開に向けての生産能力強化、国内カイロ事業の売上拡大に伴う生産効率の向上などを目指して、マイコール株式会社のカイロ事業を譲受けることについて、2017年12月18日付で事業譲渡契約を締結し、2019年４月１日付でカイロ事業の譲受けをいたしました。

詳細につきましては、連結注記表の「８．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面）

2020 年 2 月 17 日

エステー株式会社

吸収分割に係る事前開示事項

エステー株式会社（以下「当社」といいます。）は、エステートレーディング株式会社（以下「エステートレーディング」といいます。）との間で2020年４月１日を効力発生日として、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）をいたします。

会社法第794条第１項及び会社法施行規則第192条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

１．吸収分割契約（会社法第794条第１項）

別添１のとおりです。2020年１月27日付にて当社を吸収分割承継会社、エステートレーディングを吸収分割会社とする吸収分割契約を締結いたしました。

２．本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第１号）

当社は、分割会社であるエステートレーディングの全株式を所有しており、本吸収分割に際して、金銭その他の財産の交付は行いません。

３．吸収分割会社が、本吸収分割の効力発生日に全部取得条項付種類株式の取得または剰余金の配当を行うことを行うことを決めた場合において、そのための総会決議が行われているときは決議内容（会社法施行規則第192条第２号）

該当事項はありません。

４．吸収分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第３号）

エステートレーディングは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

５．吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第４号）

（１）最終事業年度の計算書類等

エステートレーディングの最終事業年度（2018年４月１日～2019年３月31日）に係る計算書類等は、別添２のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

６．吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第192条第６号）

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会

社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7．本吸収分割が効力を生じる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 7 号）

当社の最終事業年度の末日（2019 年 3 月 31 日現在）の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりであり、本吸収分割後、当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	38,065 百万円	11,396 百万円	26,668 百万円

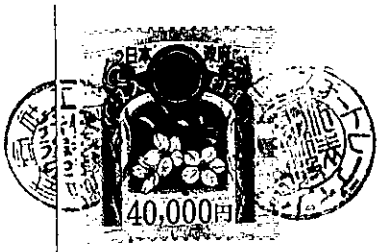
本吸収分割後の当社の収益状況について、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。従って、本吸収分割により、当社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

2020 年 2 月 17 日

東京都新宿区下落合一丁目４番１０号
エステー株式会社
代表執行役社長　鈴木　貴子

別添１　吸収分割契約書



吸収分割契約書

エステー株式会社（以下「甲」という。）とエステートレーディング株式会社（以下「乙」という。）とは、甲と乙が吸収分割を行うにあたり、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割の方法及び当事会社）

第１条　甲と乙は、甲を吸収分割承継会社、乙を吸収分割会社として、乙がオフィスサプライ部において営む通信販売企業への販売事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を甲に承継させるため、本契約に従い吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

２　本吸収分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

（１）吸収分割承継会社

商号　エステー株式会社

本店　東京都新宿区下落合一丁目４番１０号

（２）吸収分割会社

商号　エステートレーディング株式会社

本店　東京都新宿区下落合一丁目４番１０号

（本吸収分割に際しての株式の交付及び割当て）

第２条　甲は、乙の全株式を甲が所有しているため、本吸収分割に際し、金銭等の対価の交付は行わないものとする。

（承継する権利義務）

第３条　甲が乙から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日（第５条に定義する。）までに乙に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。

２　乙から甲への債務の承継は、全て併存的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該承継する債務について、乙が履行その他の負担をしたときは、乙は甲に対して当該負担に相当する額の全額について求償することができる。

（本吸収分割に際して増加すべき資本金及び準備金の額）

第４条　本吸収分割により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

（効力発生日）

第５条　本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２０年４月

1日とする。

2　前項の規定にかかわらず、吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

（吸収分割承認総会）

第6条　甲は、会社法第 796 条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

2　乙は、会社法第 784 条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

（権利義務の承継）

第7条　甲は、効力発生日において、承継対象権利義務を承継するものとする。

（会社財産の善管注意義務）

第8条　乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行するものとする。

（競業避止義務）

第9条　乙は、本件事業に関し、甲に対して競業避止義務を負わないものとする。

（吸収分割条件の変更及び吸収分割契約の解除）

第 10 条　本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態について重大な変動が発生し、若しくは判明した場合、又は、本契約に従った本吸収分割の実行の支障となりうる重大な事象が発生し、若しくは判明した場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

（本契約の効力）

第 11 条　本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、法令上本吸収分割に関して要求される関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

（協議事項）

第 12 条　本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

２０２０年1月２７日

甲：東京都新宿区下落合一丁目４番１０号
エステー株式会社
代表執行役社長　鈴木　貴子

乙：東京都新宿区下落合一丁目４番１０号
エステートレーディング株式会社
代表取締役社長　加藤　孝彦

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産
本件事業に関する売掛金並びに在庫商品のうちサニティ、バイオタブレット及び本件事業に係るＰＢ商品

2. 負債
サニティ、バイオタブレット及び本件事業に関するＰＢ商品に係る買掛金及び本件事業に関する未払金（法令上承継可能なものに限る。）

3. 知的財産権
本件事業に関する著作権、ノウハウその他一切の知的財産権

4. 契約（雇用契約を除く。）
本件事業にのみ属する取引先との間の一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務

5. 雇用契約
該当事項なし

6. 許認可
本件事業にのみ属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの

以上

別添２　エステートレーディング株式会社の
最終事業年度に係る計算書類等

自　平成３０年　４月　１日
至　平成３１年　３月３１日

第２６期　本決算　決算報告書

東京都新宿区下落合１－４－１０
エステートレーディング株式会社

2019/4/12 8:31

第26期 本決算
貸借対照表
平成31年 3月31日

(単位:円)

資産の部

Ⅰ.流動資産	[	1,985,619,427]
現金及び預金		1,078,720,257
売掛金		561,158,340
製品及び商品		343,777,003
貯蔵品		1,203,600
その他		816,227
貸倒引当金		△ 56,000
Ⅱ.固定資産	[	17,335,365]
(2)無形固定資産	(	546,000)
電話加入権		546,000
(3)投資等	(	16,789,365)
繰延税金資産		16,789,365
資産合計		2,002,954,792

(単位:円)

負　債　の　部

I. 流動負債	[	467,385,533]
買掛金		269,731,150
未払金		55,899,927
未払法人税等		99,777,600
未払消費税等		5,478,100
未払費用		36,398,756
返品調整引当金		100,000
負債合計		467,385,533

(単位:円)

純　資　産　の　部

I. 株主資本	[	1,535,569,259]
1. 資本金	(	70,000,000)
2. 資本剰余金	(	5,000,000)
(1) 資本準備金		0
(2) その他資本剰余金		5,000,000
その他資本剰余金		5,000,000
3. 利益剰余金	(	1,460,569,259)
(1) 利益準備金		20,000,000
(2) その他利益剰余金		1,440,569,259
繰越利益剰余金		1,440,569,259
純資産合計		1,535,569,259
負債及び資本合計		2,002,954,792

第26期 損益計算書

損益計算書

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

(単位:円)

売上高			5,004,499,978
売上原価			3,695,703,768
期首製商品棚卸高			271,141,079
商品仕入			3,775,179,809
売上原価他勘定受入			0
期末製商品棚卸高			343,777,003
他勘定振替高			6,840,117
返品調整引当金繰入額			100,000
返品調整引当金戻入額			100,000
売上総利益			1,308,796,210
販売費及び一般管理費			592,829,013
営業利益			715,967,197
雑収入	9,909,486		
			9,909,486
売上割引	75,069,002		
雑支出	10,868		
			75,079,870
経常利益			650,796,813
税引前当期純利益			650,796,813
法人税、住民税及び事業税			220,913,900
法人税等調整額			5,888,805
当期純利益			423,994,108

販売費及び一般管理費の内訳

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

(単位:円)

役員報酬		16,816,800
給料手当		114,004,783
賞与		44,017,500
退職給付費用		8,098,870
法定福利費		27,519,944
厚生費		3,741,204
販売促進費		32,594,510
拡販保管費		43,122,200
発送運賃		196,706,697
旅費交通費		39,434,259
通信費		4,235,100
交際議費		7,534,437
会議費		2,629,311
消耗品費		1,017,519
賃借料		6,600,180
水道光熱費		800,016
修繕費		864,783
リース料		3,890,512
手数料		34,420,269
保険料		561,970
租税公課		140,200
雑費		4,077,949
販売費及び一般管理費		592,829,013